

氏 名 (本籍)	卢 红妍 (中国)
学 位 の 種 類	博士 (中国研究)
学 位 記 番 号	甲第 73 号
学 位 授 与 の 日 付	平成 26 年 3 月 20 日
学 位 授 与 の 要 件	学位規則第 4 条第 1 項該当
学 位 論 文 題 目	“越诉”律例与清代社会
論 文 審 査 委 員	主査 愛知大学教授 馬 場 毅 副査 愛知大学教授 三 好 章 副査 愛知大学教授 周 星

摘要

一代王朝之治必基于一代之政令典章，清代的法律对于维护清政府的统治秩序发挥了巨大的作用，《大清律例》作为有清一代的明刑正典，集历代立法之大成，代表着中国古代传统法律编纂的最高水准。《大清律例》沿袭大明律，继承并发展了唐律的思想，并且把律与例一体并用，既“酌古”又“准今”。正是由于《大清律例》在中国法制史中的独特地位，使得对于它的研究显得尤为重要。对于“越诉”律例的研究，是推进《大清律例》深入研究的重要组成部分，将“越诉”律例与清代社会结合起来考察也是推进清史研究的重要内容。

清朝的法典是“律”与“例”的结合体，律相当于正文，例相当于附例。通过对“越诉”律例演变源流的考察，可以发现“越诉”律的内容基本是沿袭自明代，后历经顺、康、雍、乾、嘉、道六朝，律条内容基本未变，只是条例和事例迭次增删而已。

全面的认识“越诉”问题，还必须放到清代诉讼的大视野背景下。清代的诉讼问题，包括诉讼方式、诉讼程序等等都有相关的制度规定和操作原则。清朝的诉讼要按照管辖和审级自下而上逐级进行，在法律上对越诉有严格的限制。在审级设置上，主要由地方审级和中央审级构成，而最终的总权力掌握在皇帝手中。另外，越诉是越级上诉，它不同于上诉和直诉，更不同于申诉。越诉是违法的，因为打破了审级制度；直诉是允许的，因为其包含该审判等级不便受理或不能受理以及不受理的因素，在某种程度上，还有统治者督察官吏，打击不法行为等政治原因。

清代的“越诉”罪并非纸上的死条文，而是在具体的运转过程中形成了丰富的内容，通过对相关案例和基本适应律法的分析，能够发现制度之外的变化沿革和应用效果。造成越诉的最重要原因是民人的冤屈，这归因于封建司法体制造成大量冤案，司法腐败又造成冤狱难伸，以及积案重重而迁延多日无法解决。清代律法，根据不同的诉讼主体有不同的适用法律规定，处罚轻重也不同。越诉案件的审理实际上包括了对诉讼主体越诉罪的处理和诉讼主体所诉案件的审理两个过程。清代“越诉”律例在具体应用过程中，体现出鲜明的特点。清代对民事纠

纷的越诉是严格禁止的，而越诉涉及官府，其处置明显轻于民事的越诉。越诉主体根据尊卑贵贱、长幼亲疏的等级制度来判决，越诉的惩罚，首先要区分越诉主体的身份等级。越诉案例大部分是依例裁断，许多还是比附其他律例，但是在具体应用过程中，例重于律。在越诉案例的处理过程中，情理往往成为判决的依据。从越诉的案例看，许多越诉的原因都与官吏有关。从越诉的结果来看，很多越诉案件得来的结果是申诉不实，诬告等。清代有关“越诉”罪方面的法规允许对不法官吏进行越诉，督促官吏严格执法，有一定司法监督的作用。它还在一定程度上起到缓和阶级矛盾的作用，维护了诉讼秩序和社会稳定。但“越诉”罪方面的法规也有自身的缺陷，对社会的负面影响也很大。

“越诉”律例与清代的专制政体有着密切的关系。“越诉”律例的制定，是社会统治很好的调节剂。对于“越诉”，统治者采取的态度是限而有禁。帝王既可以用它来弥补监督臣工的不足，变间接为直接，打击不法，又可以体现他的慎刑明断，德化仁政和顺情顺理。对于官民来说，可以部分缓解对法律执行抵触的内在张力。在“越诉”的推行上，中央司法部门、京师特殊司法机关和各级地方司法部门都发挥着重要作用。越诉律例起到规范司法诉讼的作用，在执行过程中常根据实际情况灵活处理。

通过对“越诉”律例的分析，有助于理解清代法制体系的诸多问题。越诉律例的制定是出于维护帝国的统治和稳定秩序，客观上推动了清代的司法建设，使得诉讼程序更加完善。越诉律例的制订还有利于推动民事与刑事案件诉讼的分立。清代“审”与“判”分离的司法管辖制度，客观上造成了越诉行为的发生。越诉的成功必须具备一定的主体有利条件，权力的如何运作成为越诉取得成功的重要因素，主要包括经济资本、文化资本和社会资本等。“越诉”律例还体现出法律制度和统治制度的关系，伦理精神、家国体制与家族本位主义，正是清代政治法律的理论基础。

“越诉”本身是针对官民人等越级上诉的一种罪罚，以此维护严密的自上而下的统治体系，同时也是顺应清代政府的行政层次。但是，“越诉”同样是皇帝或中央考核地方的重要内容，因而在客观上起着监察的作用，对地方的官吏队伍形成了一定的约束作用。由于清代官僚体系的缺陷，“越诉”在某种程度上又在清代官僚体系自我运转的过程中起到润滑的作用，二者构成极为微妙的关系。

“越诉”作为清朝法律制度的一个重要法条，是清代社会制度的重要组成部分，起到对民众诉讼进行规范，对官员进行察治的作用。清朝最高统治者以越诉作为强化皇权的一种辅助手段，却带来了一些意想不到的后果。一些民众把不经地方基层司法官衙审办的田土细故案件，辄就上控，或京控，或叩阁，扰乱了正常的司法秩序，也降低了政府的行政效率，更使最高统治者不胜其烦。

清代对越诉的限制和控制，不仅是统治者监督官员的一种手段，且在本质含义上是君权强化和权力集中的体现。同时，处理诉讼和越诉的过程，又是官民互动的一种途径和场域。而在处理诉讼和越诉的背后，却又带有清代司法体系和司法审判调处和息的实践特征。

关键词：清代 越诉 律例 社会 法制体系

審査結果の要旨

廬紅妍論文は、清朝の刑法にあたる『大清律例』の中の刑律・越訴の条を対象にその用例などについて詳細な分析を加えるとともに、それを清代社会の中に位置づけようとする論文である。

まず律は正文に相当し、例は附例に相当し、越訴律は順治帝から道光帝まで条文は基本的に変わらなかったが、条例と事例はしばしば増えていったと、越訴律例についての清代の歴史的変化について説明する。その上で清代の訴訟の審理段階は、基本的には地方では県一府一司(按察使司)一院(総督、巡撫)となっており、中央では刑部、大理寺、都察院の三法司が行い、最終的には皇帝が関与し、皇帝は①死刑案件の裁決、②重大案件について皇帝自ら尋問し審理をする欽命大獄の掌握、③司法事務の監督、④赦免権の行使を行うとする。越訴はこのような審理段階を超えて上訴するものであり違法とされ、それに対して直訴は合法的なものとされている。直訴は当地の司法審判の段階が案件受理に不便であったり、不受理の場合、皇帝や欽差や上級に直接控訴するものであるからであるとする。

その上で清代に於ける越訴に関する多くの案件を具体的に分析し、越訴の起きる最も重要な原因は、人民の冤罪の恨みであるとし、封建的司法体制が大量の冤罪案件を生んだり、司法の腐敗も冤罪の裁判案件を晴らす事ができなかつたり、多くのこの種の案件が重なりこれの裁判が長期に引き延ばされて解決のすべがないことに起因するとしている。また民事の紛糾に対する越訴は、厳格に禁止されているが、官府に対しての越訴は、その処置が民事より明らかに軽い。越訴の主体に対する判決、処罰は、越訴の主体の尊卑貴賤、長幼親疎の等級制度に基づき決められ、越訴の案件の処理過程では、往々にして情理が判決の依拠とされる。越訴の案件から見ると、越訴の原因はすべて官吏と関係があるが、多くの結果は上訴が不実であるとか、誣告であるということであるとする。ただ越訴罪に関する法規は、不法な官吏に対して越訴を行うことを許しており、官吏に厳格に法を行う事を督促し、一定の司法監督の役割を果たしたとする。

社会や専制体制との関係では、越訴律例の制定は、社会の統治の良好な調節剤であるとする。皇帝はそれを用いて群臣百官を監督する不足を補い、不法な行為に打撃を与え、刑を慎み明断であり、徳化仁政と順情順理を体現することができる。官民についていえば、法律執行にあたり抵触する内在的な張力を部分的に緩和できるとする。また越訴律例の制定は、民事と刑事の案件の訴訟を分立を推進するのに有利となったとし、また官僚機構における「審(審理)」権と「判(判決)」権の分離した司法管轄制度は、客観的に越訴行為の発生をもたらしたとする。越訴が成功するには、権力がどのように運用したかが重要な要素であるが、その他に越訴者の経済力や科挙資格取得などの文化的リソース、さらに社会的地位に応じた人間関係にみられる社会的リソースなどの主客の有利な条件が必要であるとしている。また越訴律例は、法理制度と統治制度の関係、それから政治法律の理論的基礎である当時の倫理精神、家国体制と家族本位主義を体現しているとする。さらに越訴は民衆に対しては訴訟進行の規範となり、官員に対しては統治を調べる役割を果たしたとする。清朝の皇帝は越訴を以て皇帝権を強化する補助手段としていたが、予想外の結果をも

たらしたとする。それは、一部の民衆が田土の些細なことを地方の基層の司法の役所の審理を経ずして越訴し、正常な司法秩序を乱し、政府の行政効率を低下させ、さらに皇帝もその繁雑さに耐えなくさせたのである。

本論文は『大清律例』の中の越訴についての詳細な研究である。資料的には律は『大清律例・刑法・越訴』にもとづき、例は『大清会典事例』『大清律例根源』に収録されている事例にもとづき分析されている。管見の限り日本の清代法制史の研究でここまで詳細なものは知らない。また司法に最終的に皇帝が関与することと関連させて、当時の国家社会体制を家国体制という概念を用い、それを媒介しながら、当時の倫理観や価値観が、慣習法的な役割を果たしながら、皇帝の判決に影響を及ぼしていることを分析している点とか、さらに不法な行為である越訴が、同時に統治者が官員を監督する手段であり、本質的には君権強化と権力集中を体現しているという評価にもとづき、具体的分析にもとづきながら国家社会の中にその役割を位置づけている点も評価できる。論文を読みながら現代中国の「信訪」制度との比較をしばしば行ったが、そのような事も誘発する論文である。

ただこれは口頭試問でも指摘された点であるが、全文209頁の大作であるが形式的には、結論部分がない点は今後公刊された場合に、補充されることが望ましい。また叙述が冗長なところがあり、もう少し短縮することも可能である。

口頭試問は平成26年1月22日に行い、家国体制の概念の説明とか、本人が日本の滋賀秀三氏の見解である「専制国家で県官が審判、または判定をしないで調停をした」という見解に関連して「調処息訴(調停して訴訟をやめる)」を現在でも行うことに高い評価を与えることに対して、民国以後の時代におけるその評価とか、専制国家で官僚が「親民の官」とされる意味などについて質問を行い、適切な返答が得られた。同日審査委員会を行い、3人の審査委員が博士論文にふさわしいと一致した。